

共謀罪が国民にもたらす危険

自由法曹団事務局長 弁護士 西田 穰さん

1 憲法に反する共謀罪の危険な本質

共謀罪は、犯罪行為を行わなくても、「合意（話し合い）」だけで処罰することができる法律です。

わが国の法律は、「人の行為」を処罰することを原則としていますが、共謀罪は、行為に至る前の共謀を処罰するものです。目に見えない行動を処罰するとすると、刑罰の範囲が広く、あまりにも広くなります。

その結果、思想信条の自由（憲法19条）、表現の自由、結社の自由（21条）といった憲法上の権利を侵害される危険が生まれます。

2 看板を替えても共謀罪の危険な本質は変わらない

政府は、以上のような共謀罪の危険を訴える主張に対し、「今回の法案は共謀罪ではない。これまで廃案とされた共謀罪法案とは違う」と言っています。確かに、現時点（2017年3月9日段階）で政府において検討されている法案と、過去に廃案となつた共謀罪法案の間には、以下の違いがあります。

政府は、「団体」ではなく、「組織的犯罪集団」が対象だから、一般人は関係ない、準備行為を要件にしているから「話し合い」だけでは処罰されない、この法案はテロ対策のために必要だ、などと説明しています。

しかし、

「組織的犯罪集団」の定義はあいまいであり、実際に組織的犯罪集団かどうかの判別は難しいです（広域指定暴力団のようなリストはありませぬ）。組織的犯罪集団かどうかの判断は、捜査機関等が行つ



	従来の法案	今回の法案
犯罪主体	団体の活動として	組織的犯罪集団の団体の活動として
対象行為	共謀	2人以上で計画。但し、犯罪実行の「準備行為」が必要
対象犯罪	長期4年以上の懲役・禁固(676)	対象を減らす(277)

て捜査を開始することになり、一般人の団体も、組織的犯罪集団へ転化する可能性があることを、政府自身が認めていますので、「一般人は関係ない」という説明は全く根拠がありません。

また、準備行為が必要といつても、準備行為自体は全く合法なものでもよいということなので、「話し合い」さえあれば、日常的に行う純プライベートルな銀行預金の引き出しも準備行為にされてしまうわけですから、結局、「話し合い」が処罰・捜査の対象とされることは何ら変わりませぬ。

テロ対策といいますが、277まで減らしたという対象犯罪には、テロとは全く関係ない、所得税法・地方税法違反や偽証罪なども含まれています。テロ組織が、きちんと税金を納めているはずはありませんから、脱税等をする必要もないでしょうし、テロ組織のメンバーが律儀に法廷に出てきて偽証をすると



「共謀罪の国会提出を許さない」 議員会館前集会＝3月6日

いった手続に参加してくる可能性自体ないでしょう。結局、テロ対策というのは聞こえのいいごまかしなのです。

3 どこで逮捕されるかわからない社会に…

共謀罪は、合意（話し合い）に参加した者のうち「準備行

為」を行っていない者も「合意」だけで罰することができません。誰かが「準備行為」を行えば犯罪になり、訴えられた方はその「誰か」すらわからないこともありえます。

基地建設反対運動や高層マンション建築反対運動を行う団体は、組織的威力業務妨害罪の組織的犯罪集団とされてしまう可能性

があります。飲み仲間、他人に飲酒を強要しようとした段階で組織的強要罪の組織的犯罪集団とされる可能性があります。精神的に団体交渉を行う労働組合は、組織的逮捕監禁の組織的犯罪集団とされる可能性があります。皆さんが参加している団体の会議に何気なく参加し、何気なく賛同しているだけで、いつのまにか組織的犯罪

集団とされ、その構成員として捜査の対象とされてしまう、そういう危険性を否定できない法律がつけられようとしているのです。

4 いま、なぜ共謀罪なのか… 安倍政権の狙いと欺瞞

安倍政権は、今回の法案について、「立法の必要性」があるといえます。そのひとつが、

①国際組織犯罪防止条約批准のために必要、というものと、②東京オリンピック・パラリンピックのためのテロ対策が必要、というものです。

しかし、すでにわが国は、テロ対策の条約13本を批准し、国内法の整備も終えています。批准したいという国際組織犯罪防止条約自身も、国内法の基本原則が優先することを明記しており、テロ対策というのがまやかしいというほかありません。またオリンピック等の開催に必要な

はいいますが、実際に直近に行われたリオ・オリンピック（ブラジル）で、共謀罪の整備がなされていたという話はありません。むしろ、力による対応（治安強化、軍事）では、「テロ」は根絶できません。本当にテロをなくしたいのであれば、安全外交に専念すべきでしょう。

結局、共謀罪を今成立させる必要性などないのです。

すでに、秘密保護法、盗聴法拡大、司法取引制度導入などで、情報統制・国民監視が合法化されてしまっており、秘密保護法にはすでに共謀罪が盛り込まれてしまっています。共謀罪の成立は、以上の流れを踏まえ、「戦争のできる国づくり」の終局段階であり、これを弾みに、本丸の憲法9条の改悪を行うおうとしているのです。

断固としてたたかい抜くことが必要です。頑張りましょう！